

ICCM会議：原則とアプローチ

VI.原則とアプローチ

[20.世界行動計画を含む SAICM を策定し実施する際に、政府や他の利害関係者は、以下の原則とアプローチによって導かれる。

(a)もともと一般的な適用のために開発された原則とアプローチ。

- (i) 環境と開発に関するリオ宣言に関連した規定(第3原則を含む)において記載されているような世代間の公平性
- (ii) 環境と開発に関するリオ宣言第15原則において記載されているような予防
- (iii) 環境と開発に関するリオ宣言第4原則に反映されているような比例性
- (iv) アジェンダ21及び環境と開発に関するリオ宣言第16原則において記載されているような費用の内部化(汚染者負担)
- (v) 環境と開発に関するリオ宣言第10原則において記載されているような公衆参加
- (vi) 環境と開発に関するリオ宣言第10原則において記載されているような知る権利
- (vii) 国連ミレニアム宣言パラグラフ13及びヨハネスブルク実施計画パラグラフ4において記載されているような適切なガバナンス

以下省略

豪州、カナダ、日本、ニュージーランド、韓国、米国が変更を共同提案